

## 申請枠区分

通常枠

## 申請ステータス

年度	年度回数	回/次
2025 年	2	回

### 1. 助成申請情報

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）に基づき資金分配団体として助成を受けたく、下記のとおり申請をします。

なお、下記4に記載した誓約等の内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

#### ■ 申請団体が申請に際して確認する事項

(1)申請資格要件（欠格事由）について

申請資格要件について確認しました

(2)公正な事業実施について

公正な事業実施について確認しました

(3)規程類の後日提出について※緊急枠の場合なし

規程類の後日提出について確認しました

(4)情報公開について（情報公開同意書）

情報公開について確認しました

(5)JANPIA役員との兼職関係の有無について

兼職がないことを確認しました

個別相談の実施

## ■申請団体に関する記載

【申請団体の名称】

NPO法人全国子どもアドボカシー協議会

団体代表者 役職・氏名

理事長・相澤仁、理事長・中村みどり

分類

法人番号

2290005018750

団体コード

申請団体の住所

福岡県福岡市城南区神松寺三丁目5-3 グリームスK202

資金分配団体等としての業務を行う事務所の所在地が上記の住所と違う場合

同上

## ■申請団体が行政機関から受けた指導、命令に対する措置の状況

指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし

最終誓約

助成申請情報欄の内容について誓約します

## 2.連絡先情報

部署・役職・氏名

担当者 メールアドレス

担当者 電話番号

## 3.コンソーシアム情報

(1)コンソーシアムの有無

コンソーシアムで申請しない

## コンソーシアムに関する誓約

【誓約する団体の名称】	【誓約する団体の代表者氏名】	【誓約する団体の役割】

コンソーシアムに参加する全ての団体（以下、「コンソーシアム構成団体」という）は、幹事団体が資金分配団体又は活動支援団体（以下、「資金分配団体等」という）としての助成なお、誓約内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

1.コンソーシアム構成団体は、幹事団体を通じてコンソーシアムの実施体制表を提出し、幹事団体が資金分配 団体として採択された場合は、一般財団法人日本民間公益活動連携機構

2.本誓約書にて誓約をしたコンソーシアム構成団体について、申請締め切り後、コンソーシアム構成団体に変更があった場合は申請を取り下げます。

3.コンソーシアム構成団体が申請に際して確認した次の（１）～（４）の事項等

(1)申請資格要件（欠格事由）について
<input type="text"/>
(2)公正な事業実施について
<input type="text"/>
(3)規程類の後日提出について（※通常枠のみ該当）
<input type="text"/>
(4)情報公開について（情報公開同意書）
<input type="text"/>
(5)JANPIA役員及び審査員との兼職関係の有無について
<input type="text"/>

4. コンソーシアム構成団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況

団体名	指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

<input type="text"/>
----------------------

休眠預金活用事業 事業計画書【2025年度通常枠】

※採択された後の資金提供契約書別紙1の対象は、事業計画書の冒頭から「II. 事業概要」までとします。

必須	申請時入力不要
任意	

基本情報

申請団体	資金分配団体			
資金分配団体	事業名(主)	対話を中心においた子ども主体の家庭的な生活環境づくりのための包括的支援プログラム		
	事業名(副)	家庭的養育の理念を現場に実装する全国モデル創出事業		
	団体名	NPO法人全国子どもアドボカシー協議会	コンソーシアムの有無	なし
事業の種類1	①草の根活動支援事業			
事業の種類2	①-1全国ブロック			
事業の種類3				
事業の種類4				

優先的に解決すべき社会の諸課題

領域/分野	
<input type="radio"/>	(1) 子ども及び若者の支援に係る活動
<input type="radio"/>	① 経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援
<input type="radio"/>	② 日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援
<input type="radio"/>	③ 社会課題の解決を担う若者の能力開発支援
<input type="radio"/>	⑨ その他
<input type="radio"/>	(2) 日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動
<input type="radio"/>	④ 働くことが困難な人への支援
<input type="radio"/>	⑤ 孤独・孤立や社会的差別の解消に向けた支援
<input type="radio"/>	⑥ 女性の経済的自立への支援
<input type="radio"/>	⑨ その他
<input type="radio"/>	(3) 地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動
<input type="radio"/>	⑦ 地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援
<input type="radio"/>	⑧ 安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援
<input type="radio"/>	⑨ その他
	その他の解決すべき社会の課題

SDGsとの関連

ゴール	ターゲット	関連性の説明
4.質の高い教育をみんなに	4.7 2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。	社会的養護下にある子どもという、特に脆弱な立場に置かれやすい子どもたちの意見表明権を保障する。
10.人や国の不平等をなくそう	10.2 2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。	彼らが自らの生活環境の改善に主体的に参画する経験を通じて、質の高い学びと成長の機会を確保する。

_16.平和と公正をすべての人に	16.7 あらゆるレベルにおいて、対応的、包摂的、参加型及び代表的な意思決定を確保する。	出自に関わらず全ての人の尊厳が守られる、不平等のない社会の実現に貢献する。

団体の要請により、「当団体オリジナルのアイデアが含まれる」ため非公開とした。(JANPIA)

## I. 団体の社会的役割

<p>(1)団体の目的 <span style="float:right">197/200字</span></p> <p>「子どもの声を大切に、ともに生き育ちあう社会」をビジョンに掲げ、子ども・若者とのパートナーシップのもと、子どもの権利条約の理念に基づき、すべての子どもが権利の主体として尊重される社会の実現を目指す。現在は特に、社会的養護下にある子どもたちの意見表明権を保障するため、専門的なアドボカシー活動の推進、担い手となる人材の育成、そして子どもが声をあげやすい社会環境の醸成に寄与することを目的とする。</p>
<p>(2)団体の概要・活動・業務 <span style="float:right">186/200字</span></p> <p>子どもアドボカシーに関する全国ネットワークを持つ専門機関として、アドボカシー実施団体・自治体の交流会/セミナーの実施、アドボカイト養成、調査研究・政策提言を柱に活動。法改正の理念を現場に実装するための実践的ノウハウをコンサルティング支援も通じて提供。理事会内には社会的養護を経験した当事者で構成する子ども・若者委員会を設置し、子ども・若者をパートナーとした活動を推進する。</p>

## II. 事業概要

実施時期	(開始)	2026/4/1	(終了)	2029/3/31	対象地域	国外活動の有無	-	資金提供契約締結日	採択後の契約時に用いる欄です
					全国			本事業における、不動産（土地・建物）購入の有無 ※助成金で土地の購入はできません。建物の購入（建物新築含む）は原則できません。自己資金等で購入する場合は認められます。詳しくは公募要領をご確認ください。	なし
直接的対象グループ	[Redacted]					(人数)	実行団体：3～4団体		

最終受益者	[Redacted]	(人数)	最終受益者（令和5年2月子ども家庭庁「児童養護施設入所児童等調査の概要」より） 児童養護施設入所児童 23,043人 児童心理治療施設入所児童 1,334人 乳児院入所児童 2,404人 障害児入所施設入所児童 8,244人
事業概要	[Redacted]		

599/600字

### III.事業の背景・課題

(1)社会課題 870/1000字

[Redacted content for (1) Social Issues]

(2)課題に対する行政等による既存の取組み状況 196/200字

[Redacted content for (2) Existing measures by administrative bodies]

(3)課題に対する申請団体の既存の取組状況 200/200字

当協議会は、子どもの声を社会に反映させるため、全国で多様な活動を展開。当事者の子ども・若者が主体となる「全国キャラバン」や、各地でのアドボケート養成講座を通じて、権利擁護の担い手を育成してきた。また、毎年開催する全国セミナーやアンケート調査等を通じて、現場の課題を可視化し、実践者のネットワーク構築と制度改善に向けた取り組みを実施。これらの「子どもの声を聴く」という活動の知見が本事業の基盤となる。

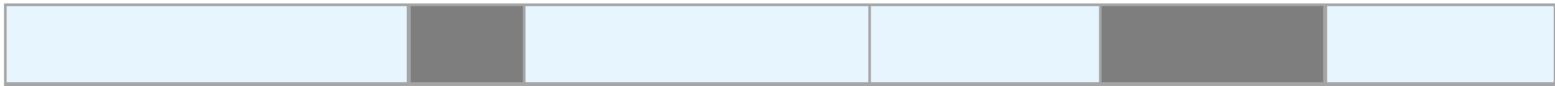
(4)休眠預金等交付金に係わる資金の活用により本事業を実施する意義 166/200字

[Redacted content for (4) Significance of using dormant funds]



(2)-2 短期アウトカム（非資金的支援）※資金100字	モニタリング	指標	100字	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
<p>[Redacted]</p>	<p>[Redacted]</p>	<p>[Redacted]</p>	<p>[Redacted]</p>	<p>[Redacted]</p>	<p>[Redacted]</p>	<p>[Redacted]</p>	<p>[Redacted]</p>
<p>[Redacted]</p>	<p>[Redacted]</p>	<p>[Redacted]</p>	<p>[Redacted]</p>	<p>[Redacted]</p>	<p>[Redacted]</p>	<p>[Redacted]</p>	<p>[Redacted]</p>
<p>[Redacted]</p>	<p>[Redacted]</p>	<p>[Redacted]</p>	<p>[Redacted]</p>	<p>[Redacted]</p>	<p>[Redacted]</p>	<p>[Redacted]</p>	<p>[Redacted]</p>
<p>[Redacted]</p>	<p>[Redacted]</p>	<p>[Redacted]</p>	<p>[Redacted]</p>	<p>[Redacted]</p>	<p>[Redacted]</p>	<p>[Redacted]</p>	<p>[Redacted]</p>



(3)-1 活動：資金支援 ※資金分配団体入力項目

	時期	
[Redacted]	2026年9月～2026年12月	113/200字
[Redacted]	2026年12月～2029年2月	172/200字
[Redacted]	2026年12月～2029年2月	172/200字
[Redacted]	2026年12月～2028年12月	164/200字
[Redacted]	2026年12月～2028年12月	156/200字
[Redacted]	2026年9月～2029年2月	155/200字
[Redacted]	2026年12月～2027年3月	127/200字
[Redacted]	2027年3月	57/200字
[Redacted]	2029年1～2月	163/200字

		0/200字
(3)-2 活動：組織基盤強化・環境整備：非資金の支援	時期	
[Redacted]	2026年9～10月	130/200字
[Redacted]	2026年9～2029年2月	191/200字
[Redacted]	2026年11月～2026年3月	174/200字
[Redacted]	2027年4月～2029年2月	175/200字
[Redacted]	2027年9月～2029年2月	182/200字
[Redacted]	2027年3月、2029年1～2月	175/200字
[Redacted]	2026年4月～2029年3月	216/200字
		0/200字

V. 広報戦略および連携・対話戦略

広報戦略	[Redacted]	190/200字
連携・対話戦略	[Redacted]	141/200字

VI. 出口戦略・持続可能性について

資金分配団体	[Redacted]	345/400字
実行団体	[Redacted]	332/400字

## VII. 関連する主な実績

(1) 助成事業の実績と成果 800/800字

助成事業の実績はないが、私達は子どもの権利擁護に関する多様な事業を展開してきた。これらの実績と本事業を牽引するメンバーの豊富な経験が、事業の成功を担保すると考える。

### ● 事業展開

- ・ 全国的ネットワーク構築と人材育成： 全国の実践者の交流と研鑽の場を開き、各地の団体と共催するアドボケイト養成講座を通じ、地域の権利擁護の担い手を育成。
- ・ 調査研究： 毎年「子どもの意見表明等支援事業に関するアンケート」を実施し、現場の課題を可視化。その結果を公表し、制度改善への取組みに貢献。
- ・ 当事者参画の推進： 子ども・若者委員が主体となり、全国各地で対話の場を創出する「全国キャラバン」を実施し、当事者の声を社会に届ける活動を推進。

### ● 本事業を牽引する主要メンバーの専門性

【統括ディレクター：西崎萌】

【アドバイザー

【PO：渡辺睦美】

(2) 申請事業に関連する調査研究、連携、マッチング、伴走支援の実績、事業事例等

797/800字

### 【調査研究】

当団体は、エビデンスに基づいた活動を重視しており、大分大学との共同調査により「子どもの意見表明等支援事業に関するアンケート調査」を2022年より継続的に実施しています。全国の自治体における事業の実施状況や課題を可視化し、ウェブサイト等で広く公開することで、制度の普及と改善に貢献しています。この調査能力と全国ネットワークは、本申請事業におけるニーズの把握と成果の可視化においても大きな強みとなります。

### 【連携・マッチング】

当団体の最大の強みは、多様なセクターとの広範なネットワークと、その中心でハブとして機能している点です。

① 子ども・若者とのパートナーシップ： 理事会内に社会的養護経験者で構成する「子ども・若者委員会」を設置しています。委員が主体的に企画・実施する「全国キャラバン」等のイベントは、当事者の声を社会に届ける重要なプラットフォームです。この連携実績は、本申請事業において、子どもたちを真のパートナーとして事業を推進する当団体の基本姿勢を証明するものです。

② 全国の実践者・専門家との連携： 全国各地のアドボカシー団体や施設、大学の研究者、弁護士等と連携し、全国セミナーやオンライン交流会・セミナーを定期的に開催。これにより、最新の知見や実践事例が集まるハブとしての機能を果たしています。この知見は、「子どもの声を聴く」専門家による質の高い伴走支援の提供を可能にします。

### 【伴走支援の実績】

意見表明等支援事業の導入を検討する複数の自治体に対し、子どもの意見を聴く仕組みづくりに関するコンサルテーションを提供している実績があります。これは、各地域の個別事情を理解し、組織の変革プロセスに伴走する当団体の支援能力を示すものです。本申請事業では、このコンサルティングのノウハウを発展させ、より長期的かつ包括的な伴走支援プログラムを提供します。

**VIII. 実行団体の募集**

(1)採択予定実行団体数	3~4団体	131/200字
(2)実行団体のイメージ		
(3)1実行団体当り助成金額		120/200字
(4)案件発掘の工夫		151/200字

**IX. 事業実施体制**

(1)事業実施体制（人数、マネジメント体制、経理体制、PO体制）、メンバー構成および各メンバーの役割・スキル等	●実施体制：内部6名、外部専門家3名				222/300字
(2)本事業のプログラム・オフィサーの配置予定	人数	内訳		他事業との兼務	左記で「(兼務)予定あり」の場合、業務比率想定を記載
※資金分配団体用	3名	新規採用人数 (予定も含む)	2名	予定なし(左記メンバーは全員本事業専従予定)	
		既存PO人数	1名	予定あり(詳細は右記のとおり)	弊団体専務理事としての役割と本事業POの役割を兼務。本事業への関わり月28時間を想定。
(3)ガバナンス・コンプライアンス体制					94/200字
(4)コンソーシアム利用有無	なし				

申請団体/事業種別	資金分配団体	2025年度通常枠
事業期間	2026/04/01 ~ 2029/03/31	
資金分配団体	事業名	対話を中心においた子ども主体の家庭的な生活環境づくりのための包括的支援プログラム
	団体名	NPO法人全国子どもアドボカシー協議会

	助成金
事業費	81,555,600
実行団体への助成	72,500,000
管理的経費	9,055,600
プログラムオフィサー関連経費	9,630,000
評価関連経費	6,180,000
資金分配団体用	2,580,000
実行団体用	3,600,000
合計	97,365,600

資金計画書資料 ①助成概要

1. 事業費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
事業費 (A)	0	11,997,200	34,779,200	34,779,200	81,555,600
実行団体への助成		8,500,000	32,000,000	32,000,000	72,500,000
-					
管理的経費	0	3,497,200	2,779,200	2,779,200	9,055,600

2. プログラム・オフィサー関連経費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
プログラム・オフィサー関連経費 (B)	0	2,990,000	3,320,000	3,320,000	9,630,000
プログラム・オフィサー人件費等	0	1,740,000	1,740,000	1,740,000	5,220,000
その他経費	0	1,250,000	1,580,000	1,580,000	4,410,000

3. 評価関連経費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
評価関連経費 (C)	0	1,000,000	2,200,000	2,980,000	6,180,000
資金分配団体用	0	600,000	600,000	1,380,000	2,580,000
実行団体用		400,000	1,600,000	1,600,000	3,600,000

4. 合計 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
助成金計(A+B+C)	0	15,987,200	40,299,200	41,079,200	97,365,600



## 団体情報入力シート

### (1) 団体組織情報

法人格	団体種別	NPO法人	資金分配団体/活動支援団体
団体名	NPO法人全国子どもアドボカシー協議会		
郵便番号	814-0121		
都道府県	福岡県		
市区町村	福岡市城南区神松寺		
番地等	3丁目5-3 グリームスク 202		
電話番号	080-3567-6513		
WEBサイト(URL)	団体WEBサイト	<a href="https://www.child-advocacy.org/">https://www.child-advocacy.org/</a>	
	その他のWEBサイト (SNS等)	<a href="https://www.facebook.com/profile.php?id=61553029917872">https://www.facebook.com/profile.php?id=61553029917872</a>	
		<a href="https://twitter.com/NPONCCA">https://twitter.com/NPONCCA</a>	
設立年月日	2022/03/27		
法人格取得年月日	2022/07/07		

### (2) 代表者情報

代表者(1)	フリガナ	アイザワ マサシ
	氏名	相澤 仁
	役職	理事長
代表者(2)	フリガナ	ナカムラ ミドリ
	氏名	中村 みどり
	役職	理事長

### (3) 役員

役員数 [人]	17
理事・取締役数 [人]	15
評議員 [人]	0
監事/監査役・会計参与数 [人]	2
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	1


### (4) 職員・従業員

職員・従業員数 [人]	4
常勤職員・従業員数 [人]	1
有給 [人]	1
無給 [人]	0
非常勤職員・従業員数 [人]	3
有給 [人]	2
無給 [人]	1
事務局体制の備考	事務局長1名、職員2名、経理業務の一部（帳簿の記帳・管理）を税理士に委託している体制です。

#### (5) 会員

団体会員数 [団体数]	30
団体正会員 [団体数]	8
団体その他会員 [団体数]	22
個人会員・ボランティア数	235
ボランティア人数(前年度実績) [人]	0
個人正会員 [人]	31
個人その他会員 [人]	204

#### (6) 資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	-
決済責任者 氏名/勤務形態	
通帳管理者 氏名/勤務形態	
経理担当者 氏名/勤務形態	

#### (7) 監査

年間決算の監査を行っているか	内部監査で実施
----------------	---------

#### (8) 組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けていますか	受けている
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	日本非営利組織評価センター/ベーシックガバナンスチェック/2023年度 <a href="https://jcne.or.jp/org/n2023e0986/">https://jcne.or.jp/org/n2023e0986/</a>

#### (9) その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

#### (10) 助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	なし
申請前年度の助成件数 [件]	0
申請前年度の助成総額 [円]	0
助成した事業の実績内容	0



※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所です、記入漏れがないかご確認をお願いします。

事業名:	対話を中心とした子ども主体の家庭的な生活環境づくりのための包括的支援プログラム
団体名:	NPO法人全国子どもアドボカシー協議会
過去の採択状況:	通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されていない。

記入箇所チェック	記入完了
----------	------

提出する規程類(定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。  
過去の採択状況に関係なく、全団体、該当箇所への記載が必要です。

(注意事項)  
 ◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html  
 ◎申請時までに整備が間に合わず後日提出するとして規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているとおり、内定通知後1週間以内にご提出ください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。  
 ◎過去通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。  
 ◎以下の必須項目は、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人を想定したものです。これ以外の法人については、表を参考に整備してください。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

記入箇所チェック ※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。		
記入完了	記入完了	記入完了

規程類に含める必須項目	(参考)JANPIAの規程類	提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所 ※条項等
<b>● 社員総会・評議員会の運営に関する規程</b>				
(1)開催時期・頻度	評議員会規則 定款	公募申請時に提出	定款	第23条
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第24条
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	第22条
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第24条
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第27条
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第27条
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第29条
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で行う」という内容を含んでいること ※社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に関する除外規定は必須としないこととします。		公募申請時に提出	定款	第28条
<b>● 理事の構成に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。</b>				
(1)理事の構成 「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款	公募申請時に提出	定款	第13条
(2)理事の構成 「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
<b>● 理事会の運営に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。</b>				
(1)開催時期・頻度	定款 理事会規則	公募申請時に提出	定款	第32条
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第33条
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	第31条
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第33条
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第36条
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第36条
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第38条
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款	第37条
<b>● 理事の職務権限に関する規程</b>				
JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること	理事の職務権限規程	内定後1週間以内に提出		
<b>● 監事の監査に関する規程</b>				
監事の職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください	監事監査規程	公募申請時に提出	定款	第14条
<b>● 役員及び評議員の報酬等に関する規程</b>				
(1)役員及び評議員(置いている場合)の報酬の額	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	内定後1週間以内に提出		
(2)報酬の支払い方法		内定後1週間以内に提出		

● 倫理に関する規程				
(1) 基本的人権の尊重	倫理規程 ハラスメントの防止に関する規程	内定後1週間以内に提出		
(2) 法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)		内定後1週間以内に提出		
(3) 私的利益追求の禁止		内定後1週間以内に提出		
(4) 利益相反等の防止及び開示		内定後1週間以内に提出		
(5) 特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
(6) ハラスメントの防止		公募申請時に提出	就業規則	第13条～第17条
(7) 情報開示及び説明責任		公募申請時に提出	定款	第50条
(8) 個人情報の保護		公募申請時に提出	就業規則	第18条
● 利益相反防止に関する規程				
(1)-1 利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	倫理規程 理事会規則 役員利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 就業規則 審査会議規則 専門家会議規則	内定後1週間以内に提出		
(1)-2 利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
(2) 自己申告 「役員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
● コンプライアンスに関する規程				
(1) コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程	内定後1週間以内に提出		
(2) コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
(3) コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
● 内部通報者保護に関する規程				
(1) ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)	内部通報(ヘルプライン)規程	内定後1週間以内に提出		
(2) 通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること		内定後1週間以内に提出		
● 組織(事務局)に関する規程				
(1) 組織(業務の分掌)	事務局規程	内定後1週間以内に提出		
(2) 職制		内定後1週間以内に提出		
(3) 職責		内定後1週間以内に提出		
(4) 事務処理(決裁)		内定後1週間以内に提出		
● 職員の給与等に関する規程				
(1) 基本給、手当、賞与等	給与規程	公募申請時に提出	給与規程	第4条
(2) 給与の計算方法・支払方法		公募申請時に提出	給与規程	第3条、第4条
● 文書管理に関する規程				
(1) 決裁手続き	文書管理規程	内定後1週間以内に提出		
(2) 文書の整理、保管		公募申請時に提出	文書保存規程	第3条
(3) 保存期間		公募申請時に提出	文書保存規程	第4条
● 情報公開に関する規程				
以下の1.～4.の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業計画、収支予算 3. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録	情報公開規程	公募申請時に提出	定款	第50条
● リスク管理に関する規程				
(1) 具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	内定後1週間以内に提出		
(2) 緊急事態の範囲		内定後1週間以内に提出		
(3) 緊急事態の対応の方針		内定後1週間以内に提出		
(4) 緊急事態対応の手順		内定後1週間以内に提出		
● 経理に関する規程				
(1) 区分経理	経理規程	内定後1週間以内に提出		
(2) 会計処理の原則		内定後1週間以内に提出		
(3) 経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		内定後1週間以内に提出		
(4) 勘定科目及び帳簿		内定後1週間以内に提出		
(5) 金銭の出納保管		内定後1週間以内に提出		
(6) 収支予算		内定後1週間以内に提出		
(7) 決算		内定後1週間以内に提出		